

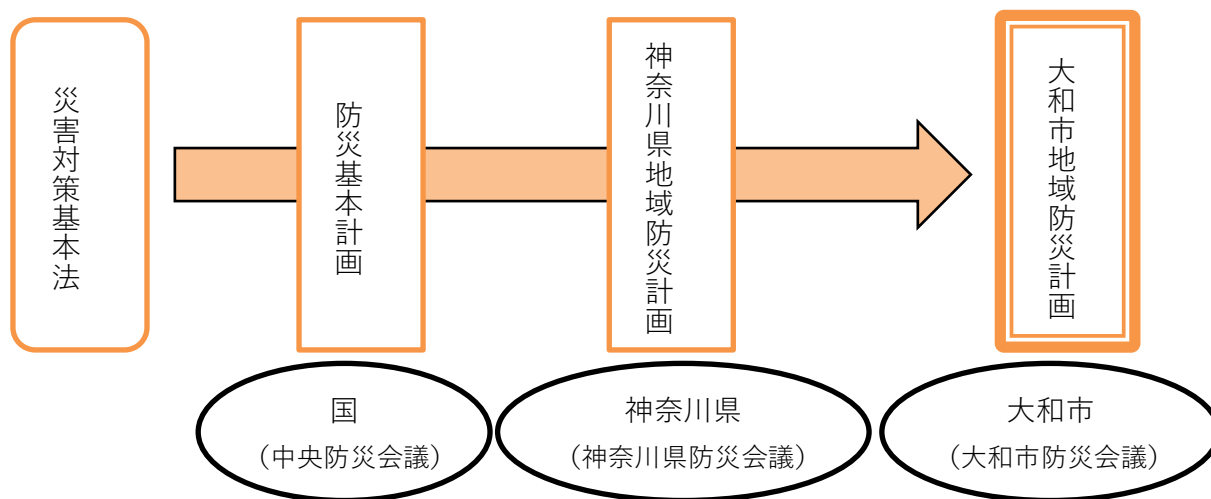
令和 5 年度 大和市地域防災計画（修正案）-概要版-

1. 大和市地域防災計画とは

（1）計画の目的

大和市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、市域と市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としています。本計画は、市長を会長とし、市内外の防災関係機関の代表者などにより構成される「大和市防災会議」が策定する災害対策全般にわたる計画で、地震や風水害等の災害対策に関し、市及び関係機関が対応すべき事務又は業務についての総合的な指針を定めています。

また、本計画は、国の「防災基本計画」および県の「地域防災計画」と相互に関連性を有し、連携した地域計画となっています。



（2）計画の構成

本計画は、次の各編により構成されています。

編	概要
総 則	計画の策定方針、計画の構成、市民・事業所の役割、地震や風水害等被害の想定及び被害履歴等について定めています。
地震災害対策計画	震災に対する事前の備え、震災が発生した場合の対応、復旧・復興に必要な制度や措置について定めています。
風水害対策計画	風水害に対する事前の備え、風水害が発生した場合の対応、復旧・復興に必要な制度や措置について定めています。
特殊災害対策計画	放射性物質災害・雪害対策・火山災害対策などに関する予防計画・応急対策計画を定めています。
資 料	各編に関する資料等をまとめています。

2. 大和市地域防災計画修正の背景等

大和市地域防災計画については、災対法に基づく計画であり、法改正等に合わせ、国や県の防災計画等と整合を図り、修正を行ってきました。

国は、平成29年9月に、従前から切迫性が懸念されてきた東海地震について、予知を前提とした防災情報の発信のあり方等を見直し、南海トラフ地震を対象とした対策に転換しました。気象庁では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、令和元年5月より「南海トラフ地震臨時情報」等の関連情報の発表を開始しています。

また、国は、令和3年5月に災対法の改正を行い、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を目的に、避難勧告と避難指示の一本化や、自治体における個別避難計画の作成努力義務化等を新たに規定しました。

さらに、神奈川県は、令和3年5月に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、本市の27区域を土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定しました。

3. 大和市地域防災計画修正の考え方

今後、国において災害想定の見直しも予定されていることから、今回の計画修正については、従前からの災害対策における基本的な考え方を変更することなく、災対法の改正、土砂災害特別警戒区域の指定に関する内容を反映します。

さらに、東海地震に代わり、南海トラフ地震を対象とした地震対策について、本市の取組みを追加します。

その他、神奈川県の地域防災計画修正に基づく内容や、本市における災害拠点の変更、新たに指定した施設等の内容について反映します。

4. 主な修正内容

今回の計画修正は、災対法改正の反映、土砂災害特別警戒区域の指定に係る修正、南海トラフ地震対策に係る修正、その他の修正に分類されます。

(1) 災害対策基本法の改正

に伴う修正

- ・警戒レベルを用いた避難情報等の変更に伴い、避難指示の発令基準等について修正
- ・個別避難計画の作成努力義務化の規定を反映
- ・広域避難に係る居住者等の受入れに関する事前協議の規定を反映

(2) 土砂災害特別警戒区域の

指定に伴う修正

- ・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)及び土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の新たな指定に伴い、指定箇所数等の修正

(3) 南海トラフ地震対策に

係る修正

- ・南海トラフ地震臨時情報等に基づく市の基本的な対応等を整理(東海地震の予知を前提とした警戒宣言発令に伴う対策から、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対策へ全面修正)

(4) その他の修正

○県の計画修正に基づく修正

- ・感染症対策の追加
- ・避難所外避難者への支援を追加
- ・自主防災組織への女性参画と女性リーダー育成の追加
- ・被災者生活再建支援法改正による支援区分に「中規模半壊」世帯を追加

○市の拠点変更及び新規指定施設反映

- ・生活必需物資集積センターやへり臨時離着陸場の拠点変更を反映
- ・緊急輸送道路、指定避難所等の新たな指定と廃止を反映

5. 修正内容詳細

(1) 災害対策基本法の改正に伴う修正

① 警戒レベルを用いた避難情報等の変更に伴い、避難指示の発令基準等について修正 (新旧対照表 P161、168 等)

・警戒レベル5は「緊急安全確保」に、警戒レベル4は「避難指示」に、警戒レベル3は「高齢者等避難」に名称が見直されました。

▶これらの見直しに伴い、各警戒レベルの発令基準、市民に求める行動等について修正

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

#### ② 個別避難計画の作成努力義務化の規定を反映

(P39、83 等)

・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について市町村に作成努力義務化が規定されました。

▶避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため、関係機関と連携し、個別避難計画の作成に努めることを追加。

#### ③ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する事前協議の規定を反映

(P29、137)

・市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるにあたって、必要となる市町村間の協議を可能とするための措置が規定されました。

▶災害が発生するおそれがある場合において、市外への立退き避難が必要であると考えられる場合には、他自治体と避難者の受入れについて協議を行うことを追加。

## (2) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴う修正

### 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の新たな指定に伴う修正 (P21、124)

- ・神奈川県は、令和3年5月に、土砂災害防止法に基づき本市38区域を土砂災害警戒区域（イエローゾーン）として再指定し、そのうち27区域を土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）として新たに指定しました。
- ▶市の責務として、土砂災害（特別）警戒区域内の住民等に対し、危険の周知等を行い警戒避難体制の整備をする必要があることから、土砂災害特別警戒区域の記載を追加。  
※地域防災計画（資料編）に土砂災害（特別）警戒区域一覧を反映予定

**「土砂災害警戒区域」**  
(通称：イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域として指定されます。  
この区域では、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように危険の周知や警戒避難体制の整備が図られます。

**「土砂災害特別警戒区域」**  
(通称：レッドゾーン)

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として指定されます。  
この区域では、開発行為の制限、建築物の構造規制や移転勧告などが行われます。

## (3) 南海トラフ地震に係る修正

### 南海トラフ地震臨時情報等に基づく市の基本的な対応等を整理

(P93～)

- ・東海地震の予知を前提とした警戒宣言発令に伴う対策から、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対策へ全面修正しました。
- ▶以下の構成にて全面修正

節		主な記載内容等
第1節	計画の目的	背景・目的・南海トラフ地震に関連する情報
第2節	予防対策	南海トラフ地震に関連する情報に係る知識の普及
第3節	大和市の対応	対応組織、配備体制、各分野における市の対応
第4節	臨時情報の伝達	臨時情報発表時の国・県から市への伝達経路、方法
第5節	市民への広報	臨時情報の周知、広報内容、広報手段
第6節	事前避難対策等	臨時情報に応じた防災対応、後発地震に備えた事前避難
第7節	警備対策	情報の収集・伝達、広報、社会秩序維持
第8節	交通・ライフライン対策	鉄道、電力、ガス、電話等関係機関の対策項目
第9節	児童生徒保護対策	学校等の対応、教職員の対処等
第10節	医療・福祉施設対策	臨時情報発表時の措置、後発地震への備え
第11節	事業所の措置	臨時情報発表時の事業所の対応、従業員への帰宅措置

#### (4) その他の修正

県の計画修正に基づく修正			
<b>① 感染症対策の追加</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 備蓄や避難時の持出品等にマスクや消毒液等の感染症対策品を追加 (P2,36,141 等)</li> <li>・ 避難所運営にあたり感染症対策を考慮することを追加 (P61、180 等)</li> <li>・ 派遣職員に対する感染症対策を考慮した対応を追加 (P84、201)</li> </ul>			
<b>② 避難所外避難者への支援を追加</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 避難所外避難者の情報収集、支援に努めることを追加 (P62、181)</li> </ul>			
<b>③ 自主防災組織への女性参画と女性リーダー育成の追加</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 女性の視点からの防災の取組を促進するため、自主防災組織への女性参画と女性リーダー育成について追加 (P35)</li> </ul>			
<b>④ 被災者生活再建支援法の改正による変更を反映</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 被災者生活再建支援法による生活再建支援区分に「中規模半壊」世帯を追加 (P90、207) (→住宅の再建手段に応じた支援金の支給対象が「中規模半壊」まで拡大)</li> </ul>			
被災世帯の区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊 (今回追加)
損害割合 (※)	50%以上	40%台	30%台
※住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、被害認定調査により判定され、罹災証明書の記載に反映されるもの。			

市の拠点変更及び新たな指定施設等を反映			
<b>① 生活必需物資集積センターやヘリ臨時離着陸場の拠点変更を反映</b>			
聖セシリア女子短期大学事業終了に伴う各拠点の変更を反映			
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生活必需物資集積センター (北部) をポラリスに変更 (P72、190)</li> <li>・ ヘリ臨時離着陸場を草柳小学校グラウンドに変更 (P33、66、140、184)</li> </ul>			
<b>② 緊急輸送道路、指定避難所等の新たな指定と廃止を反映</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 緊急輸送道路 (第2次路線) の指定を反映 (P30、138)</li> <li>・ 緊急輸送道路を補完する道路 (第1次路線) の指定を反映 (P30、138)</li> <li>・ 指定避難所：アンダンテの指定、聖セシリア女子短期大学の廃止を反映 ※</li> <li>・ 福祉避難所：こどもの城 (赤ちゃんまもるくん3) の指定、勤労福祉会館の廃止を反映 ※</li> </ul>			
※ 地域防災計画 (資料編) に指定避難所一覧を反映予定			

## 6. 大和市防災会議委員

	選 任 区 分		役 職 名	氏 名
1	会長	市町村長	大和市長	古谷田 力（こやた つとむ）
2	委員	指定地方行政機関の職員	農林水産省関東農政局神奈川県拠点 総括農政推進官	沼澤 徳（ぬまざわ のぼる）
3	〃	県知事の部内の職員	県央地域県政総合センター所長	池田 雅男（いけだ ただお）
4	〃	〃	県企業庁大和水道営業所長	太田 康（おおた やすし）
5	〃	〃	厚木土木事務所東部センター所長	竹内 淳（たけうち じゅん）
6	〃	〃	厚木保健福祉事務所大和センター所長	西海 昇（にしうみ のぼる）
7	〃	県警察官	大和警察署長	神田 一穂（かんだ かずお）
8	〃	指定公共機関の職員	日本郵便(株) 大和郵便局長	竹本 美樹（たけもと みき）
9	〃	〃	東日本電信電話(株) 神奈川西支店長	牧野 元拓（まきの げんたく）
10	〃	〃	東京電力パワーグリッド(株) 相模原支社長	荒川 雅昭（あらかわ まさあき）
11	〃	〃	東京ガスネットワーク(株) 神奈川西支店長	香川 健（かがわ たけし）
12	〃	指定地方公共機関の職員	神奈川中央交通東(株) 大和営業所長	蛭間 隆之（ひるま たかゆき）
13	〃	〃	小田急電鉄(株) 大和駅長	勝間田 兼二（かつまた けんじ）
14	〃	〃	相模鉄道(株) 大和管区長	長澤 伸夫（ながさわ のぶお）
15	〃	〃	東急電鉄(株) 長津田駅長	高橋 強（たかはし つよし）
16	〃	〃	(公社) 大和市医師会会長	横田 隆夫（よこた たかお）
17	〃	その他市長が必要と認め た者	(一社) 大和建设業協会会長	根本 勇（ねもと いさむ）
18	〃	〃	海上自衛隊第4航空群 厚木航空基地隊司令	袴田 重征（はかまだ しげゆき）
19	〃	〃	陸上自衛隊第4施設群長	本多 健二（ほんだ けんじ）
20	〃	〃	相鉄バス(株) 綾瀬営業所長	小野 直樹（おの なおき）
21	〃	〃	大和市自治会連絡協議会会長	山元 哲夫（やまもと てつお）
22	〃	〃	大和ラジオ放送(株) 代表取締役社長	山崎 雅文（やまさき まさふみ）
23	〃	〃	大和市議会事務局長	小日山 隆一（こひやま りゅういち）
24	〃	消防団長	大和市消防団長	小菅 実（こすげ みのる）
25	〃	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	東京都立大学名誉教授	中林 一樹（なかばやし いつき）
26	〃	〃	NPO法人 かながわ難民定住援助協会スタ ッフ	伊藤 素美（いとう もとみ）
27	〃	〃	NPO法人 神奈川災害ボランティアネット ワーク運営委員	塩沢 祥子（しおざわ さちこ）
28	〃	市長の部内の職員	副市長	小山 洋市（こやま よういち）
29	〃	〃	副市長	樋田 久美子（ひだ くみこ）
30	〃	〃	健康福祉部長	新比叡 明（にいびえ あきら）
31	〃	〃	環境施設農政部長	安斉 行雄（あんざい ゆきお）
32	〃	〃	街づくり施設部長	飯塚 隆広（いづか たかひろ）
33	〃	〃	病院長	石川 雅彦（いしかわ まさひこ）
34	〃	教育長	教育長	柿本 隆夫（かきもと たかお）
35	〃	消防長	消防長	馬場 誠一（ばば せいいち）

## 7. 今後の修正

本計画の本格的な修正は約6年ぶりとなりますが、今後の修正については、適宜最新の内容を計画に反映できるよう、施設の追加や名称の変更等、政策・方針の判断が不要な軽微な修正は、書面会議で決議いただき、修正プロセスの簡略化を図ります。

修正内容（例）	修正プロセス	修正タイミング	公表等
組織名・施設名等の名称変更、施設の追加・廃止、 県意見の反映、政策判断不要な事項の反映等	防災会議：書面会議	1～2年毎	HP掲載
新たな取組の追加や、法律・諸計画の改正による方 針判断等が必要な事項の反映等	防災会議：開催	2～3年毎	HP掲載 冊子配付